

日立市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日立市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年3月3日提出

日立市長 小川春樹

(提案説明)

介護保険法の規定に基づき、第1号被保険者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率を定めるため、本条例を制定するものであります。

日立市介護保険条例の一部を改正する条例

日立市介護保険条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「29,700円」を「30,900円」に改め、同項第2号中「42,100円」を「43,800円」に改め、同項第3号中「44,500円」を「46,300円」に改め、同項第4号中「53,400円」を「55,600円」に改め、同項第5号中「59,400円」を「61,800円」に改め、同項第6号中「71,200円」を「74,100円」に改め、同項第7号中「77,200円」を「80,300円」に改め、同項第8号中「89,100円」を「92,700円」に改め、同項第9号中「100,900円」を「105,000円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「17,800円」を「18,500円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「29,700円」を「30,900円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「41,500円」を「43,200円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の第10条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。